

議案第 7 4 号

和解をし、損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成 3 0 年 5 月 1 7 日（木）午後 7 時 2 5 分頃、北本市東間 2 丁目 2 1 2 番 8 先市道 1 2 3 1 号線において、相手方が歩行中に道路上の穴につまずいて転倒し、右手首を骨折したもの

3 損害賠償の額 2, 0 5 2, 7 2 0 円

令和元年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄